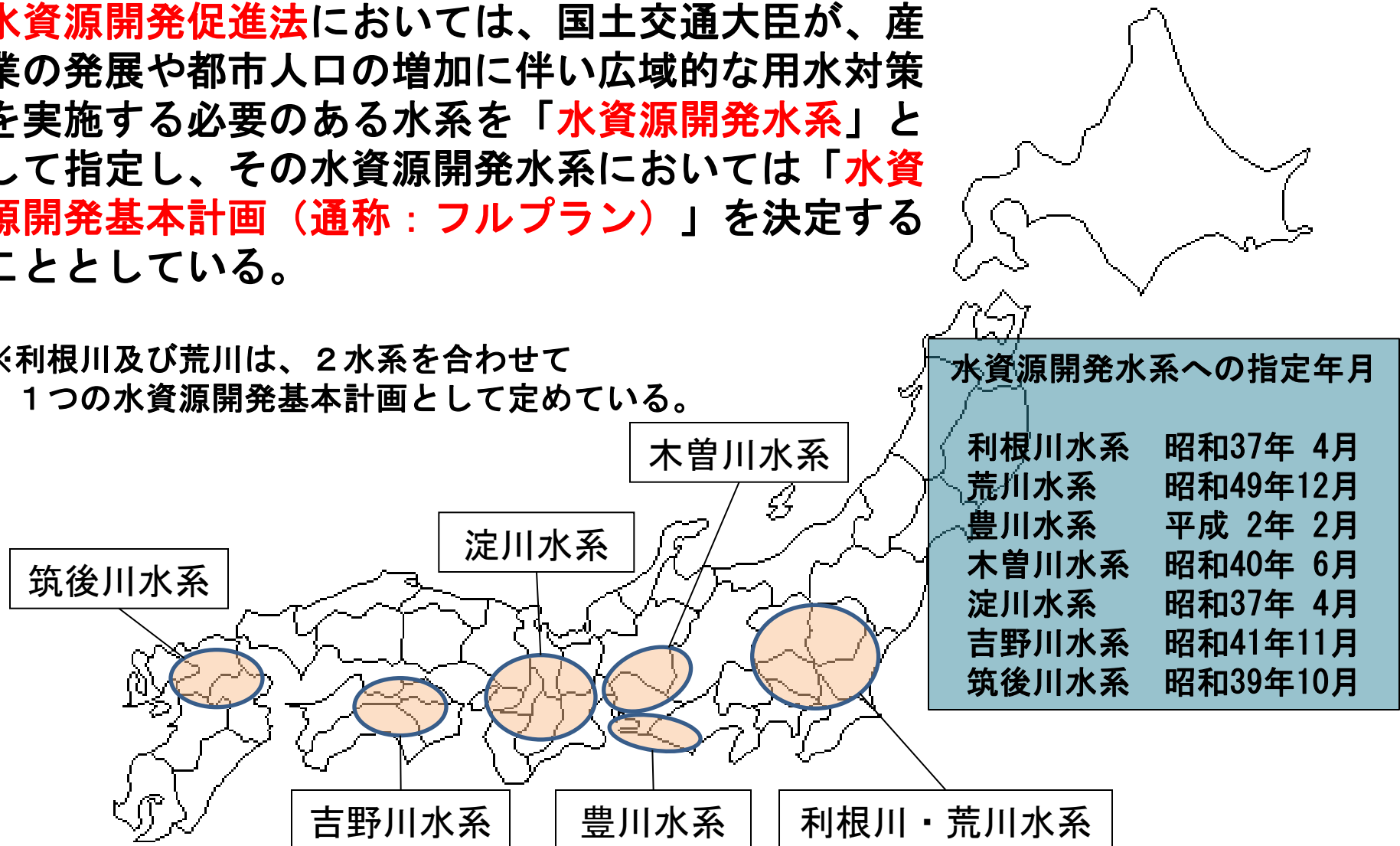


5 水資源開発関係の動向について

水資源開発基本計画（フルプラン）

水資源開発促進法においては、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「**水資源開発水系**」として指定し、その水資源開発水系においては「**水資源開発基本計画（通称：フルプラン）**」を決定することとしている。

※利根川及び荒川は、2水系を合わせて1つの水資源開発基本計画として定めている。



水資源開発基本計画（フルプラン）

水資源開発基本計画（フルプラン）の記載事項

- 1 **水の用途別の需要の見通し及び供給の目標**
- 2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

○フルプランの全部変更で最も基本となるもの
○国土交通省から関係都府県へ調査依頼

関係都府県においては、計画変更に必要な水の需給想定調査等の実施にあたり十分に精査されたデータの提供を！

フルプランの変更状況	利根川・荒川水系	H21年3月（一部変更）
	豊川水系	H20年6月（一部変更）
	木曽川水系	H21年3月（一部変更）
	淀川水系	H21年4月（全部変更）
	吉野川水系	H14年2月（全部変更）
	筑後川水系	H17年4月（全部変更）